

平成19年度実績評価書要旨

実績評価書 p 204

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課

施策名	受給者の生活を支える恩給行政の推進		政策体系上の位置付け	
			6 国民の安全・安心の確保 政策26	
施策の概要	社会経済情勢を踏まえた恩給年額の適正な改定を行うとともに、支給手続の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の迅速な処理等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。			
施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等	【評価結果の概要】			
	<p>(必要性)</p> <p>恩給制度は国家補償の性格を有する制度であることを踏まえて、毎年度の支給額について適正な改定を行う必要がある。</p> <p>恩給受給者の高齢化が進んでいること等を踏まえ、支給事務手続の簡素、合理化に努めるとともに、迅速な請求処理等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p>			
	<p>(有効性)</p> <p>平成18年に行った恩給法の改正（平成19年法律第13号）による恩給改定は、恩給制度及び受給者の生活の安定を確保し、納税者である国民の理解を得る上でも最善の措置と考えられ、有効性が認められる。</p> <p>行政サービスの向上、業務処理の迅速化・効率化等を図るため、平成22年度を移行目標年度として今後実施する取組を総合的、計画的にまとめた「恩給業務の業務・システム最適化計画」（平成17年6月29日決定）等に基づき、これまで隔年としていた恩給受給権調査（誕生月調査）を廃止し、受給者の調査応答負担を軽減するなど、行政サービスの向上等が着実に図られており、有効性が認められる。</p>			
	<p>(効率性)</p> <p>システムの最適化に係る外部設計及び恩給相談電話システムの変更に当たっては、競争入札により外部委託を行うなど最小限のコストでサービス向上を図ったことなどから、効率性が認められる。</p>			
	<p>(その他)</p> <p>平成18年度に行われた恩給法の改正において、受給者の要望に応え、将来にわたり安定的かつ適正な改定が自動的に行われるよう制度上の措置を講じたことにより、今後の取組の必要性がなくなったため、「恩給年額の適正な改定」という施策は役割を終えた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて現行制度の改正について検討 ・事務処理の見直しを検討 			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】				
<p>(基本目標)</p> <p>恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービス向上（受給者等の負担軽減、恩給請求の速やかな処理）を図る。</p> <p>(参考となる指標の設定根拠・考え方)</p> <p>本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっでの達成状況の把握に努める。</p>				
参考となる指標		平成16年度	平成17年度	平成18年度
毎年度の受給者数		128万人	121万人	114万人
毎年度の恩給年額		平均87万円	平均86万円	平均85万円
受給者等の支給手続き上の負担軽減度		2手続の廃止を措置	1手続の廃止を措置	1手続の廃止を措置
年度末における請求未処理案件比率 (年度末における残件数 /月間平均処理件数)		0.9月分 (2,467/2,800)	0.6月分 (1,593/2,592)	0.6月分 (1,364/2,200)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	平成18年3月31日閣議決定	<p>Ⅲ 措置事項</p> <p>7 金融関係 オ その他 ⑩ 恩給の支払(総務省)</p> <p>【措置内容】</p> <p>恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。</p> <p>【実施予定時期】</p> <p>平成19年10月以降に実施。</p>	